



<日本>

イノベーションと知財活用

東和なぎさ経営戦略研究所 所長、弁理士

東和なぎさ知的財産研究所 特別研究員

平野 智

1 はじめに～知財を取り巻く世界の情勢～

2001年のノーベル経済学賞は「情報の経済学」を築き上げた貢献によりコロンビア大学のスティグリッツ教授が受賞した。このように21世紀は経済学においてさえ、情報材の地位が向上しており、ましてや実際の市場においては、IT技術、ICT技術の急激な進化、さらにはAIやビッグデータの技術によって情報材の価値は極めて高くなっている。

情報材は無体財産となり、知的財産となる。知的財産の中でも、特許発明は産業発展を目的に(特許法第1条)、特定の技術に対して一定期間独占排他的な権利を国が付与するものであり、特に重要な位置を占めている。

21世紀に入り、2001年の同時多発テロ、2003年のイラク攻撃、2008年のリーマンショックおよびそれに続くヨーロッパ金融危機、2011年の東日本大震災が起こり、世界の政治経済を取り巻く情勢は、その都度大きく変動している。

産業界も例外ではなく、従来の持続的な産業の発達を期待できる業界は数少なくなりつつあり、停滞した産業を打破しようと盛んにイノベーションという言葉が繰り返されている。これはキャッシュフローが減少して研究開発費に充当する資金の余裕がなくなったことに起因するものである。

「イノベーション」は一橋大名譽教授の野中郁次郎などが提唱した「形式知」「暗黙知」にはじまり、ハーバード・ビジネス・スクール教授のクライトン・クリステンセンの「破壊的イノベーション」「持続的イノベーション」、ハーバード・ビジネス・スクール教授のヘンリー・チェスブロウの「オープンイノベーション」などがよく知られている。そして、「イノベーション」の中心には知財、特に特

許発明が位置することは共通の認識であると思われる。

一方、知財に係る我が国の状況を振り返ると、出願される特許発明の数は多いものの、知的財産の発生から管理は極めて閉鎖的であり、十分な活用がされているかが不明である。イノベーションのシーズ技術発祥として期待される大学発の知財でも、技術の多様化に伴い、一つの事業をカバーできるような特許発明を得ることは至難である。

2 市場の要求

近年の経産省・文科省やNEDOにおける公的資金には「イノベーション」という冠が必ずと言っていいほど付言されている。そして、その内容には知財、特に特許発明を核として、最終的には事業に結びつけるような要求仕様が記載されている。また、産業界においても多様化した技術への対応と投入する資金の減少とから、一企業での研究開発によってシーズからプロダクトまでという一貫した事業開発過程ではなく、技術ベンチャーや大学の知財を利用することが多くなりつつある。

3 機関・組織による知財保護のトレンド

グローバル化した世界においては、高度成長期時代のように知財に対して手厚い保護を施すことは世界経済によって許されなくなりつつある。さらにIT、ICTの発展により一旦公開された情報財は瞬く間に世界中に広がり、進歩したリバーズエンジニアリングにより技術の優位性を保持できる期間は年々短縮されている。

国はこのような情勢に対応して、毎年のように知的財産に係る法律を改定している。一方、企業や大学等の機関はというと、法的専門家や旧来の管理経験／知識に基づいた閉鎖された知財管理となっている場合が多いと思われる。

4 提唱されている知財活用

京都大学山中教授のIPS細胞は、知財に関わる大きなトピックスとなっている。また、スマートフォンやタブレット機能の驚異的な発展は、大企業同士の係争間

題として話題となっている。

これらの知財は異なる性状を有するものの「イノベーション」に係る知財として総括できると考える。前者は基礎的な根幹をなす技術であり、後者は有用ではあっても、従来技術の積み重ねとなる持続的な技術である。

このように分野や業界、さらには製品ライフサイクル、技術的なライフサイクル、M.E. M. E. ポーターのバリューチェーンなどによって、イノベーションにおける知財の位置は大きく変動する。

5 想定される課題

抽出した課題を列挙する。

5-1 知財権の保護と占有

(1) 知財の発生から成立と活用との乖離

権利範囲の解釈の困難さ

専門家(弁理士)の守備範囲の狭さ

知財の財産的価値評価の困難さ

プロダクトとの関係、カバーされているかの判断の困難さ

周辺技術や競合技術が有する知財との関係を理解することの困難さ

(2) 存続する知財の寿命

国の知財取得、企業の知財取得、大学の知財取得

防衛特許

5-2 ビジネスプランのない知財

(1) 使えない知財、足りない知財

利用特許の判断

不足分のライセンス

ノウハウ等と特許等の保護の厚さの差異

(2) 使われない知財

企業内で不採用となったビジネスプランに係る特許

産業化するための計画・資金・設備・人材もなく、アイデアのみの特許発明

技術ライフサイクルが短い業界での特許発明

6 今後検討・調査が必要となる課題とその解決手段の例

今後は前項で抽出した課題に対しての解決手段を見つけ出すことが重要となる。例えば、次のような解決手段が想定される。

- (1) 企業、大学の利用されていない知財をまとめた知財群としての活用。
- (2) 分野や業界、さらには製品ライフサイクル、技術的なライフサイクル、バリューチェーンによって異なる「知財」＋「ビジネスプラン」の方向性
- (3) ローエンド、ハイエンド、持続的、破壊的等のイノベーションの評価
- (4) オープンビジネスモデルにおけるメディエーター（仲介）の役割

以上、イノベーションと知財活用については、未だ多くの課題が山積している。これらの課題を解決するうえで弁理士の役割は決して小さくない。弁理士は、さらに広範な知識を獲得と、実務を通じた上記課題解決を行い、技術発展への貢献とともに社会への貢献の一翼を担うようになればと考える。